

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種について

1. 対象者

満65歳の人（この通知が届いた人）

※定期接種（公費助成）の対象となるのは、1年間のみです。

※過去に23価の肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人（自費で任意接種した場合も含まれます）は、定期接種の対象外となりますので、今回お送りした接種券はご利用いただけません。接種を希望する場合は、接種料金が全額自己負担となります。

2. 接種に必要な物

- (1) 「接種券兼予診票」及び「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種済証」（紫色の紙）
- (2) 自己負担金 2,000円（生活保護世帯は無料）
- (3) マイナンバーカードなど住所・年齢などが確認できるもの

3. その他

■本予防接種は、B類疾病の予防接種であり、接種を受ける法律上の義務はありません。自らの意思で接種を希望する人のみに接種を行うものです。接種を希望する人は、予防効果や副反応などについて、十分に理解したうえで、医師と相談し接種してください。

■**接種券の有効期限は、66歳の誕生日の前日までです。期限を過ぎて接種する場合は、接種料金（約8,000円）が全額自己負担となります**のでご注意ください。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種説明書

1. 肺炎球菌感染症とは

肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染します。日本人の約3～5%の高齢者では、鼻や喉の奥に菌が常在しているとされており、風邪をひいて体調を崩すなど何らかの原因で免疫力が低下すると、肺炎球菌による感染症を発症し、髄膜炎、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすこともあります。

免疫機能が未発達な乳幼児や、免疫機能が低下している65歳以上の高齢者、慢性疾患を有する人が発症しやすいといわれています。

2. 肺炎球菌ワクチンの効果

ワクチンを接種することにより、実際に病気にかからなくても、その病原体に対する免疫をつくることができます。あらかじめ免疫をつけておくと、肺炎球菌による肺炎の重症化や、死亡のリスクを軽減させることができます。ただし、ワクチンを接種しても、接種したワクチンに含まれていない血清型の肺炎球菌により、肺炎などを発症することがあります。

肺炎球菌には93種類の血清型があります。定期接種で使用するワクチンは「ニューモバックスNP（23価）」であり、このうち23種類の血清型に効果があります。

3. 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱している人（通常、体温が37.5℃以上の場合）
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人
急性で重篤な病気で薬を飲む必要のある人は、その後の病気の変化がわからなくなる可能性があるため、その日は接種を受けないのが原則です。
- ③ 予防接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな人
「アナフィラキシー」とは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状が出る激しい全身反応です。
- ④ 5年以内に23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人（5年以内の再接種は副反応が強く出る可能性があります。なお、過去に1回でも接種済みの人は定期接種の対象となりません。）
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した人

4. 予防接種を受けるときに、医師と相談しなければならない人

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気、その他慢性の病気で治療を受けている人
- ② 過去に予防接種後2日以内に発熱、発しん、じんましん等アレルギーと思われる異常が見られた人
- ③ 今までにけいれんを起こしたことがある人
- ④ 過去に中耳炎や肺炎などによくかかり、免疫不全の診断を受けたことがある人
- ⑤ 予防接種液の成分に対して、アレルギーがあるといわれたことのある人

5. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けたあと30分間程度は、急激な副反応が起こることがあります。医療機関（施設）で様子を観察するか、医師とすぐ連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ③ 接種当日は、はげしい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- ④ 予防接種後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に他の病気が偶然重なって現れることもあります。予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などの症状が現れた場合は、早めに医師の診察を受けてください。

6. 予防接種を行うことができない時とは

- ① 接種医の説明を十分に聞いたうえで、接種を受ける本人が接種を希望しない場合。
- ② 家族やかかりつけ医の協力を得ても、接種を受ける本人の意思が確認できなかった場合。
- ③ 当日の身体状態等により接種をしなかった場合において、その後、肺炎球菌が原因となって発症する感染症等になり患、あるいは患したことによる重症化・死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

7. 再接種について

高齢者肺炎球菌ワクチンは1回の接種で5年以上免疫が持続するといわれていますが、再接種を希望される場合は、ご自身の予防接種の履歴をよく確認し、その必要性を慎重に考慮したうえで、かかりつけ医にご相談ください。（再接種は任意で行うものであり、全額自己負担となります。）

なお、5年以内の再接種は、注射部位の痛みや腫れなど副反応が強く出ることがありますので、十分な間隔をあけてください。

今回接種を行った場合は、医療機関から発行される「接種済証」を必ず大切に保管してください。